

※税制改正により、国税関係手続の簡素化が図られ、平成31年4月1日以後の確定申告書の提出の際、源泉徴収票等の添付が不要となりました。

ただし、確定申告書に

は、源泉徴収票等の内容の記載が必要であり、また、下川町や名寄税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等が必要です。忘れずにお持ちください。

【マイホームの取得等と所得税の税額控除】

住宅ローン等の利用によりマイホームの新築、取得又は増改築等をしたすときは、住宅ローン等の年末残高の合計額を基に計算した額を所得税額から控除する「住宅借入金等特別控除」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。例として、新築住宅を

取得した人の適用要件は、次のとおりです。

- (1) 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き居住していること
(2) 合計所得金額が3千万円以下であること
(3) 住宅の床面積が50m²以上であり、床面積の2分の1以上が自己の居住用であること
(4) 銀行等の金融機関、住宅金融支援機構等に対する住宅ローン等を10年以上にわたり分割で返済していること
(5) 入居した年とその前後2年ずつの5年間に、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けていないこと

改修工事、耐久性向上改修工事をしたとき、認定住宅の新築等をしたとき、は、それぞれ所定の方法で計算した金額を、所得税額から控除する「住宅耐震改修特別控除」、

「住宅特定改修特別税額控除」又は「認定住宅新築等特別税額控除」の適用を受けることができます。

なお、医療費控除を受けるには、医療機関等との支払額等を集計する「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

明細書は、役場税務住民課窓口で配付しているほか、国税庁ホームページから様式をダウンロードして使用することや、「確定申告書等作成コナー」で「医療費控除の明細書」を作成し、申告することができます。

（注）医療費のお金ません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等です。）

- 令和2年12月31日までの間に入居した場合には、控除期間が10年から13年となり3年間延長されます。

詳細については、国税庁ホームページページをご確認ください。

医療費控除は、領収書の提出が不要です

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなり

ます。）
（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

**医療費控除額
(最高 200 万円)**

II

$$\left(\text{令和元年中に支払った医療費} - \text{保険金等で補てんされる額} \right) - 10 \text{ 万円又は所得金額の } 5\% \text{ (どちらか少ない額)}$$

